



平成 27 年 8 月 5 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 尾上 広和  
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号  
コード番号 6457  
上場取引所 東証第一部  
決 算 期 3月  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 三和元 純  
T E L (079) 297-3131

### 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 5 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 処分期日  | 平成 27 年 8 月 31 日（月）  |
| (2) 処分株式数 | 普通株式 202,000 株   |
| (3) 処分価額  | 1 株につき金 3,568 円  |
| (4) 資金調達額 | 720,736,000 円  |
| (5) 処分方法  | 第三者割当の方法によります。   |
| (6) 処分先   | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口） |
| (7) その他   | 本自己株式処分は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。   |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）ならびに執行役員及び経営幹部社員（以下「執行役員等」とし、取締役と併せて「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高い取締役向けの株式報酬制度として「役員報酬 B I P 信託」（以下、「B I P 信託」という。）を、執行役員等を対象としたインセンティブ・プランとして「株式付与 E S O P 信託」（以下、「E S O P 信託」という。）を導入することにつき、それぞれ決議しております。

本自己株式処分は、B I P 信託及び E S O P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）及び株式付与 E S O P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）に対する第三者割当による自己株式処分を行うものであります。

なお、E S O P信託については、本日開催の取締役会において、信託規模等の詳細について決議いたしました。B I P信託及びE S O P信託の概要については、平成 27 年 5 月 12 日付で開示の「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び平成 27 年 6 月 26 日付で開示の「執行役員等に対するインセンティブ・プラン導入に関するお知らせ」ならびに本日開示の「執行役員等に対するインセンティブ・プラン（株式付与E S O P信託）の導入に関するお知らせ（詳細決定）」をご参照ください。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

処分価額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
720,736,000	—	720,736,000

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により増加する上記差引手取概算額 720,736,000 円については、平成 27 年 8 月 31 日以降、全額を主に買掛金の支払い等の運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、また財務体質のさらなる健全化につながるため、合理性があるものと考えております。

### 5. 処分条件等の合理性

#### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は、B I P信託及びE S O P信託の導入を目的として行います。

処分価額につきましては、平成 27 年 7 月 5 日から平成 27 年 8 月 4 日（取締役会決議の前営業日）までの東京証券取引所における当社株式の終値平均である 3,568 円（円未満切捨て、平成 27 年 8 月 4 日終値（3,690 円）との乖離率-3.31%）を採用いたしました。直前 1 ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、当社は平成 27 年 3 月期決算発表を平成 27 年 5 月 12 日に行っており、直前 3 ヶ月間、直前 6 ヶ月間と比較して、決算発表以前の株価が計算に織り込まれておらず合理的であること、また、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、合理的なものであると判断したためです。

なお、当該価額は東京証券取引所における当社株式の取締役会決議前日（平成 27 年 8 月 4 日）の終値 3,690 円との乖離率-3.31%、取締役会決議前 3 ヶ月（平成 27 年 5 月 5 日から平成 27 年 8 月 4 日）終値平均である 3,665 円（円未満切捨て）との乖離率-2.65%、ならびに、同じく 6 ヶ月（平成 27 年 2 月 5 日から平成 27 年 8 月 4 日）終値平均である 3,463 円（円未満切捨て）との乖離率+3.03%となっております。上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名（うち社外監査役 2 名）は、本自己株式の処分はB I P信託及びE S O P信託の導入を目的としており、当該処分価額が取締役会決議の直前 1 ヶ月間の当社株式の終値の平均値であり、また、日本証券業協会の「第三者割

当増資の取扱いに関する指針」も勘案して決定されたものであることから、処分価額は割当先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社執行役員等に交付すると見込まれる株式数であります。これらの処分分量の合計による希薄化の規模は、発行済株式総数に対し0.29%（小数点第3位を四捨五入、平成27年3月末現在の総議決権個数656,687個に対する割合0.31%）と小規模なものであります。

また、本自己株式の処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規程に従い当社取締役等に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

(BIP信託)

① 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）

② 信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社の取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役または取締役を退任した者のうち受益者要件を充たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成27年8月28日（予定）
信託の期間	平成27年8月28日（予定）～平成30年8月末日（予定）
制度開始日	平成27年9月1日（予定） （平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始）
議決権行使	行使しないものといたします。

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)		
(2) 所 在 地	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫		
(4) 事 業 内 容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
(5) 資 本 金	10,000 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 12 年 5 月 9 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式	120,000 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	724 名 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	事業法人、金融法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円)		
決 算 期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連 結 純 資 産	20,339	20,829	21,233
連 結 総 資 産	471,798	602,241	1,450,058
1 株当たり純資産(円)	169,493.96	173,581.48	176,948.03
連 結 経 常 収 益	23,897	23,258	21,913
連 結 経 常 利 益	1,044	1,044	863
連 結 当 期 純 利 益	631	626	522
1 株当たり当期純利益(円)	5,260.98	5,221.55	4,355.17
1 株当たり配当金(円) (普通株式)	1,315.00	1,305.00	1,088.00

※なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の子会社であり、当社は、同社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査により、処分先、当該処分先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(ESOP信託)

① 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口)

② 信託契約の内容

信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)  
信託の目的 当社の執行役員等に対するインセンティブの付与  
委託者 当社  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
受益者 執行役員等または執行役員等を退任した者のうち受益者要件を充たす者  
信託管理人 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)  
信託契約日 平成27年8月28日 (予定)  
信託の期間 平成27年8月28日 (予定) ~平成30年8月末日 (予定)  
制度開始日 平成27年9月1日 (予定)  
(平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始)  
議決権行使 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口)
(2) 所 在 地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫
(4) 事 業 内 容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
(5) 資 本 金	10,000 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成12年5月9日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 120,000 株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	724名 (平成27年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	事業法人、金融法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決 算 期	平成 25 年 3 月 期	平成 26 年 3 月 期	平成 27 年 3 月 期
連 結 純 資 産	20,339	20,829	21,233
連 結 総 資 産	471,798	602,241	1,450,058
1株当たり純資産(円)	169,493.96	173,581.48	176,948.03
連 結 経 常 収 益	23,897	23,258	21,913
連 結 経 常 利 益	1,044	1,044	863
連 結 当 期 純 利 益	631	626	522
1株当たり当期純利益(円)	5,260.98	5,221.55	4,355.17
1株当たり配当金(円) (普通株式)	1,315.00	1,305.00	1,088.00

※なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の子会社であり、当社は、同社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査により、処分先、当該処分先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 処分先を選定した理由

### (BIP信託)

当社は、取締役を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高い株式報酬制度を導入することを検討しておりました。

このような状況下において、証券代行業務等の信託銀行取引関係から三菱UFJ信託銀行株式会社よりBIP信託の提案を受け、また、BIP信託に係る事務コスト等を総合的に判断した結果、同社を委託先として選定いたしました。なお、BIP信託においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者として同信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が処分先となります。

### (ESOP信託)

当社は、執行役員等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的に、会社業績との連動性及び透明性・客観性の高いインセンティブ・プランを導入することを検討しておりました。

このような状況下において、証券代行業務等の信託銀行取引関係から三菱UFJ信託銀行株式会社よりESOP信託の提案を受け、また、ESOP信託に係る事務コスト等を総合的に判断した結果、同社を委託先として選定いたしました。なお、ESOP信託においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が共同受託者として同信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が処分先となります。

### （3）処分先の保有方針

#### （BIP信託）

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）は、株式交付規程に従い、役位及び業績目標の達成度に応じて、一定の受益者要件を満たす取締役に対し、その在任時及び退任時に、ポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付等を行うことになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告することならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

#### （ESOP信託）

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）は、株式交付規程に従い、役職及び会社業績の達成度に応じて、一定の受益者要件を満たす執行役員等に対し、その在任時及び退任時に、ポイント数に応じた数の当社株式等の交付等を行うことになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告することならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(B I P 信託)

当社は、処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P 信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からB I P 信託に拠出される当初信託金を処分日において信託財産内に保有する予定である旨、B I P 信託契約にて確認の予定です。

(E S O P 信託)

当社は、処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P 信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からE S O P 信託に拠出される当初信託金を処分日において信託財産内に保有する予定である旨、E S O P 信託契約にて確認の予定です。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 27 年 3 月 31 日現在）		処分後	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5.88	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5.88
日本生命保険相互会社	4.99	日本生命保険相互会社	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	3.35	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	3.35
株式会社三井住友銀行	3.06	株式会社三井住友銀行	3.06
グローリーグループ社員持株会	2.88	グローリーグループ社員持株会	2.88
JP MORGAN CHASE BANK 385174	2.85	JP MORGAN CHASE BANK 385174	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	2.68	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	2.68
タツボーファッション株式会社	2.19	タツボーファッション株式会社	2.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1.85	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1.85
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1.48	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1.48

(注) 1 平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載をしています。

2 持株比率は小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3 上記のほか、当社保有の自己株式 2,951,231 株は、処分後 2,749,231 株となります。ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

4 処分先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P 信託口）」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P 信託口）」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数には含めておりません。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当しません。

9. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。



## 10. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	190,938	218,632	226,974
営業利益	14,458	16,718	19,179
経常利益	13,695	19,764	22,606
当期純利益	6,873	9,939	13,082
1株当たり当期純利益	104.64円	151.31円	199.16円
1株当たり配当金	44.00円	49.00円	54.00円
1株当たり純資産	2,537.23円	2,865.09円	3,066.53円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	68,638,210株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

### (3) 最近の株価の状況

#### ①最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	1,813円	2,279円	2,853円
高 値	2,334円	2,960円	3,545円
安 値	1,454円	2,058円	2,562円
終 値	2,259円	2,829円	3,350円

(注) 各株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所第一部におけるものであります。

②最近6ヶ月間の状況

	平成27年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	3,065円	3,245円	3,335円	3,290円	3,920円	3,660円
高 値	3,225円	3,415円	3,420円	4,000円	3,955円	3,760円
安 値	2,930円	3,180円	3,160円	3,255円	3,580円	3,335円
終 値	3,220円	3,350円	3,330円	3,920円	3,625円	3,610円

③処分決議日の前営業日における株価

	平成27年8月4日
始 値	3,675円
高 値	3,695円
安 値	3,645円
終 値	3,690円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません

12. 処分要項

(1) 処 分 株 式 数	普通株式 202,000 株
(2) 処 分 価 額	1株につき金 3,568円
(3) 資 金 調 達 の 額	720,736,000円
(4) 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(5) 処 分 先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口) 30,000株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口) 172,000株
(6) 払 込 期 日	平成27年8月31日(月)
(7) 処分後の自己株式数	2,749,231株

(注) 1 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 上記(7)の自己株式数には、平成27年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

以 上